

03 橋本 佳子

現在の仕事内容

児童相談所が取り扱う虐待、非行、障がい、性格行動相談など子どもに関する相談業務、児童相談所による行政手続、家事審判、職員への研修を扱っています。

- 2008年 上智大学法学部国際関係法学科卒業
- 2010年 上智大学法科大学院修了
- 2011年 弁護士登録
- 2012年 弁護士法人北千住パブリック法律事務所
- 2015年 名古屋中央児童相談所



子どもたちを守るために、弁護士だからできることがあります。

法科大学院で学ぶということ

学生の頃、自分の身近な人がとても辛い思いをしながらも、声を上げられず耐え忍んでいた理不尽な状況を目の当たりにしました。当時、知識の無かった私は、何か力になりたいと思いましたが、近くにいるのに何もできない無力感と悔しさを経験しました。このことから、せめてこの経験を活かした仕事をしたいと考えた結果、弁護士になることを選択しました。

法律についてしっかり時間をかけて勉強したい、弁護士として備えるべき素養等を身につけたいと思い、法科大学院に入学しました。法科大学院では、基本的な法律科目以外にも、実務家（裁判官・検察官・弁護士）教員による実践的な科目があり、ここで身につけたものは今でも役立っています。また、他の学生や教員と議論を交わすことにより、法律や事例について考える基本的な力を養ってもらったと思います。

今の仕事を選んだきっかけ

はじめに入った法律事務所では、家事事件や刑事事件、少年事件を比較的多く扱っていました。そこで出会った人たちは、もちろんそれぞれ異なるバックグラウンドを抱えているのですが、共通して、環境、経験、その中でも特に子どもの頃育ってきた環境や体験といったいわゆる「成育歴」が多かれ少なかれ様々なところで影響し、事件の結果をも左右することがあることを感じていました。そして、ある事件で、児童相談所が長期間支援を行っていた少年に出会い、少年の成育歴や経験により抱えることとなった心の傷や寂しさ等が、「非行」という形で現れていることを知り、支援を担っていた児童相談所がどのように関われば、少年は非行に及ばずに済んだのだろうか、そんなことを考えるようになりました。ちょうどその頃、児童相談所の中で働く弁護士を募集していることを知りました。児童相談所は、様々な権限を持ち、それらを使って子どもを守る仕事をすることです。弁護士



が、非行が始まる前から支援に関わることで、何か変わることがあるかもしれないという思いから応募し、児童相談所の中で、弁護士として勤務することになりました。

仕事の魅力

児童相談所の中で働いていますので、虐待されている子どもや非行に走ってしまう子どものみならず、障がいを持った子どもに関する相談など、子どもに関する幅広い相談に応じなければなりません。そのため、法律だけではなく、医療や福祉制度について日々勉強することになりますが、それらの知識を使って、子どもの権利や保護者の権利を守る仕事をすることができます。また、支援する家庭に何か法的な問題があった場合には、児童相談所に協力してくれる他の弁護士にお願いをして解決できるということも、仕事の魅力の1つだと感じています。最近の社会の動きや法律の改正に伴って、児童相談所はこれまでよりも裁判所などに関わらなければなりません。裁判所などと適切に連携することが、子どもを守ることに繋がるので、その一端を担えることも、今の仕事の醍醐味だと感じています。

法曹を目指す皆さんへのメッセージ

「困難な状況に置かれた子どもたちのために何かできることはないだろうか。」もし、そんな思いを抱いているとしたら、弁護士になるという選択があることを知ってもらえると嬉しいです。子どもを守るためには、様々な分野の人たちと手を取り合って協力する必要があります。その中では、弁護士も重要な役割を担います。子どもを守る皆として、その一翼を担っていただける方を、お待ちしております。